合同会社 Axis 会員規約

合同会社 Axis (以下当社) は地域医療に貢献するため、患者さまと病院と 超音波検査士を結びつける会社であり、会員制である。

以下に会員規約を示す

第1章 総則

第1条 会員規約の適応

当社は会員との間に本規約を定め、これにより当社の運営を行う

第2条 会員規約の変更

当社は円滑な運営のため必要と判断される場合、

当社における議決にて本規約を変更することができる。

第2章 入会資格

第3条 以下に入会資格を示す

- 1 超音波検査士認定を有する者
- 2 超音波検査士認定後、3年以上、医療機関で超音波検査に従事した者
- 3 通算10年以上、超音波検査に従事した者

上記 1~3 を満たす者

附則1 年間の検査件が2000件を超える者は上記の限りではない

附則2 超音波研修施設で勤務した者は上記の限りではない

附則3 既存の会員が紹介した者は上記の限りではない

第4条 入会

会員になろうとする者は本規約を熟読し、内容を理解・承認した上、 所定の手続きで当社に入会を申し込むものとし、入会の可否については 当社の判断に一任するものとする。

第3章 当社と会員の関係性等

第5条 当社と会員の雇用関係はない

第6条 入会費は無料とし、その他、当社への金銭的負担は生じない

第7条 当社は会員が医療機関にて自らの技術をもって地域医療に貢献 できるようにサポートするが、会員の収入を保証するものではない。

第4章 免責

第8条 第三者との紛争に当社は一切責任を負わない

第9条 第三者との紛争は会員自己の費用と責任にて解決するものとする

第10条 勤務先の医療機関での不適切な勤務態度や、超音波検査の技術や知識が 不足していると判断された場合等、医療機関から契約を解除される場合が あり、会員はこれを承諾するものとする。

第5章 会員資格の喪失

第11条 当社は、会員が本規約に違反した場合、もしくは会員として不適切と

判断した場合、会員に事前に通告することなく会員資格を取り消すことが できるとし、会員はこれを承諾するものとする。

第12条 会員本人が死亡した時

第13条 当社が消滅した時

第6章 登録情報の変更・退会

第14条 会員は登録情報に変更があった場合、速やかに当社へ変更の手続きを行う 事とする。届け出がなかった事により会員に不利益が生じた場合、当社は責 任を負わないものとする。

第15条 退会する場合、速やかに当社へ退会の手続きを行う事とする。 届け出がなかった事により会員に不利益が生じた場合、当社は 責任を負わないものとする。

第7章 禁止行為

第15条 禁止行為

- 1 本規約に違反する行為
- 2 当社または第三者の著作権、肖像権、その他の知的所有権を 侵害する行為
- 3 当社または第三者の名誉、信用、その他人権を侵害する行為
- 4 その他の迷惑・犯罪行為、公序良俗に反する行為
- 5 当社を介さず医療機関と直接業務委託すること

6 入会中および会員資格が取り消された後に当社と同様の事業を行う事

第16条 規定の効力の及ぶ範囲

退会もしくは会員資格が取り消された後でも前条の規定は継続される

第8章 損害賠償

第17条 会員が本規約および本規約に基づいた諸規則に違反した場合、 またはそれに類する行為によって当社が損害を受けた場合、 当該会員は当社が受けた損害を当社に賠償する事とする。

第 18 条 第 15 条 5 または 6 が行われた場合、当社は当該会員に対し 損害賠償請求ができる。

第9章 その他

第19条 この規約に定めのない事項については、会社法その他の法令の 定めるところによる

附則

本規約は 2022 年 10月3日より実施する